

一般用電気工作物の電気工事業者さまへ



業務拡大はいかがですか！



主任電気工事士さまが『認定電気工事従事者認定』を取得すれば自家用電気工作物も申請できます

その建物が高圧で電力を引き込んでいる場合、低圧の電気工事は第二種の免状では工事はできません。



下記の手順で認定電気工事従事者の認定を取得でき、自家用電気工作物も追加申請できます！

①『電気工事業の届出に関する証明願』を組合に申請。【申請料:500円+組合手数料200円】

電気工事業の届出に関する証明願

1. 住所 ○○○○○○○○

2. 営業所住所 ○○○○○○○○ ←“同上”はNGです！

3. 営業所名(屋号) ○○○○

4. 代表者の氏名 ○ ○ ○

5. 届出内容

○開始届出年月日 昭和・平成・令和 ○○年 ○○月 ○○日

○届出番号 大阪府知事届出 第○○○○-○○○○号

○電気工事の種類 一般用電気工作物・自家用電気工作物

○主任電気工事士 氏名: ○ ○ ○ ○

免状種類: 第二種 電気工事士

免状番号: 大阪府 ○○○○○○

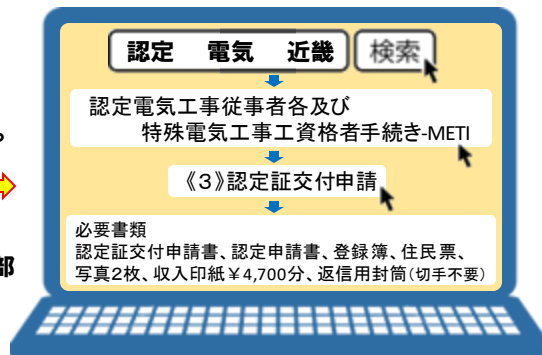
②2週間以内に登録簿が届くので

中部近畿産業保安監督部へ

『認定電気工事従事者認定証』を申請。

・申請方法はネットで検索願います →

ご不明な点については経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部 (TEL:06-6966-6052)へお問合せ願います。



③『認定電気工事従事者認定証』が届けば、『電気工事業に係る変更届出書』を組合へ申請。

電気工事業に係る変更届出書

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
一般用電気工作物	一般用電気工作物 自家用電気工作物

3 変更の年月日 平成(令和) ○○年 ○○月 ○○日

4 変更の理由 業務拡大

【必要書類】

- ・電気工事業に係る変更届出書《様式第19》
- ・主任電気工事士の免状の写し

- ・第二種 電気工事士免状
- ・認定電気工事従事者認定証

【組合手数料1,000円】